平成２８年（フ）第２２８号
茨城県つくば市二の宮２丁目９番地８　江戸ビル202号
債務者　奥津　康弘
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５１９５号
大阪市中央区谷町９丁目２番８－804号
債務者　夢道　　天
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９６号
大阪市中央区谷町９丁目２番８－804号
債務者　夢道　花野
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１９号
大阪市東淀川区井高野２丁目１番24号
債務者　青山　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５９号
神戸市東灘区田中町１丁目13番22―1007号
債務者　中本　好彦
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　昌明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８２号
熊本市南区城南町沈目1688番地１
債務者　渡邉　利恵
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６８１号
北九州市小倉北区日明２丁目16番12―301号
債務者　中山　雄司
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏崎　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３７１１号
大阪府守口市大宮通４丁目２番９号　205号室
債務者　池川　良美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９４号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番19―505号
債務者　秋澤　秀夫
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾波　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９１６３号
東京都台東区千束３丁目８－10―403
債務者　水野　吉春
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１８５号
東京都江戸川区西葛西６丁目23－１－202
債務者　知念　美幸
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１６号
埼玉県さいたま市緑区大字三室560―10
債務者　高橋　沙綾
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２０号
東京都葛飾区西新小岩４丁目―41―19　北口ビレッジ４－Ｅ
債務者　服部　希美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２３号
東京都中野区松が丘２丁目14－３　Ｖｉｌｌａｇｅ Ｐａｄｄｙ　２Ｃ
債務者　若林あずみ（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２８号
東京都大田区南雪谷１丁目15―24―409
債務者　鈴木　麻未
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２９号
東京都江東区大島８丁目42－４－302
債務者　越塚　道夫
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２３６号
東京都西東京市保谷町４丁目２－２－201
債務者　金井　一憲
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部